

市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める額及び規則で定める場合を定める規則をここに公布する。

令和8年6月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第29号

市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める額及び規則で定める場合を定める規則

- 1 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号。以下「条例」という。）第5条ただし書に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。
- 2 条例第5条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が別表に定める宿泊費基準額の額を超える場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - （1） 会議、研修その他行事に参加する場合において、主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - （2） 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に出発する旅行について適用する。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額 （1夜につき）
北海道	20,000 円
青森県	16,000 円
岩手県	13,000 円
宮城県	16,000 円

秋田県	14,000 円
山形県	13,000 円
福島県	12,000 円
茨城県	14,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	16,000 円
埼玉県	21,000 円
千葉県	22,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	21,000 円
新潟県	21,000 円
富山県	14,000 円
石川県	13,000 円
福井県	13,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	17,000 円
岐阜県	17,000 円
静岡県	16,000 円
愛知県	16,000 円
三重県	16,000 円
滋賀県	14,000 円
京都府	26,000 円
大阪府	21,000 円
兵庫県	22,000 円
奈良県	16,000 円
和歌山県	14,000 円
鳥取県	12,000 円
島根県	16,000 円
岡山県	18,000 円

広島県	18,000 円
山口県	12,000 円
徳島県	13,000 円
香川県	20,000 円
愛媛県	16,000 円
高知県	16,000 円
福岡県	22,000 円
佐賀県	14,000 円
長崎県	17,000 円
熊本県	18,000 円
大分県	14,000 円
宮崎県	14,000 円
鹿児島県	14,000 円
沖縄県	16,000 円